

第136期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 事業報告

当行の新株予約権等に関する事項

財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

特定完全子会社に関する事項

親会社等との間の取引に関する事項

会計参与に関する事項

その他

2. 計算書類等

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

1 . 事 業 報 告

①当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等 委員を除 く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の割当日 2013年7月31日 ② 新株予約権の数 380個 ③ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式3,800株 ④ 新株予約権の行使期間 2013年8月1日から2043年7月31日まで ⑤ 権利行使価格 1株当たり1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、原則として、当行の取締役（監査等委員である取締役および非常勤取締役を除く）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。 	2名
取締役 (監査等 委員)	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等 委員を除 く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の割当日 2014年7月31日 ② 新株予約権の数 410個 ③ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式4,100株 ④ 新株予約権の行使期間 2014年8月1日から2044年7月31日まで ⑤ 権利行使価格 1株当たり1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、原則として、当行の取締役（監査等委員である取締役および非常勤取締役を除く）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。 	3名
取締役 (監査等 委員)	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等 委員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の割当日 2015年7月31日 ② 新株予約権の数 541個 ③ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式5,410株 ④ 新株予約権の行使期間 2015年8月1日から2045年7月31日まで ⑤ 権利行使価格 1株当たり1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、原則として、当行の取締役（監査等委員である取締役および非常勤取締役を除く）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。 	5名
取締役 (監査等 委員)	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等 委員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の割当日 2016年7月29日 ② 新株予約権の数 988個 ③ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式9,880株 ④ 新株予約権の行使期間 2016年7月30日から2046年7月29日まで ⑤ 権利行使価格 1株当たり1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、原則として、当行の取締役（監査等委員である取締役および非常勤取締役を除く）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。 	5名
取締役 (監査等 委員)	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等 委員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の割当日 2017年7月31日 ② 新株予約権の数 652個 ③ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式6,520株 ④ 新株予約権の行使期間 2017年8月1日から2047年7月31日まで ⑤ 権利行使価格 1株当たり1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、原則として、当行の取締役（監査等委員である取締役および非常勤取締役を除く）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。 	5名
取締役 (監査等 委員)	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等 委員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の割当日 2018年7月31日 ② 新株予約権の数 963個 ③ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式9,630株 ④ 新株予約権の行使期間 2018年8月1日から2048年7月31日まで ⑤ 権利行使価格 1株当たり1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、原則として、当行の取締役（監査等委員である取締役および非常勤取締役を除く）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。 	7名
取締役 (監査等 委員)	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役および執行役員（非常勤取締役および監査等委員を除く）	① 新株予約権の割当日 2019年7月31日 ② 新株予約権の数 1,530個 ③ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式15,300株 ④ 新株予約権の行使期間 2019年8月1日から2049年7月31日まで ⑤ 権利行使価格 1株当たり1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、原則として、当行の取締役（監査等委員である取締役および非常勤取締役を除く）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。	11名
取締役（監査等委員）	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役および執行役員（非常勤取締役および監査等委員を除く）	① 新株予約権の割当日 2020年7月31日 ② 新株予約権の数 2,372個 ③ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式23,720株 ④ 新株予約権の行使期間 2020年8月1日から2050年7月31日まで ⑤ 権利行使価格 1株当たり1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、原則として、当行の取締役（監査等委員である取締役および非常勤取締役を除く）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。	12名
取締役（監査等委員）	—	—

- (注) 1. 2019年5月14日開催の取締役会決議に基づき、2019年6月27日より委任型執行役員制度を導入したことに伴い、2019年6月27日開催の取締役会決議に基づき、執行役員（取締役兼務執行役員を除く。）を株式報酬型ストックオプションの付与対象者の区分に含めております。
2. 株式報酬型ストックオプションの付与対象者の区分に非常勤取締役は含めておりません。
3. 2019年6月27日開催の定時株主総会決議に基づき、新株予約権行使の条件を改正しており、上記の記載内容は当該改正を反映しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

②財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
該当ありません。

③業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当行は、会社法の規定に基づき、取締役会において「内部統制に関する基本方針」を以下のとおり決議するとともに、継続的な体制の見直しを行うことにより、内部統制の充実強化を図ることとしております。

【内部統制に関する基本方針】

1. 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
以下により、取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するものとする。
 - (1) 企業活動の根本理念として「行是綱要」、具体的行動規範として「みやぎんフィロソフィ」を定める。従業員向けには「就業規則並びに付属規程」を定め、実際的な行動の際の指針とする。
 - (2) コンプライアンス態勢として「法令等遵守方針」、法令等遵守基準として「行動憲章」を設け、コンプライアンス態勢に係る規程として「法令等遵守規程」、手順書として「法令等遵守マニュアル」を定める。
 - (3) コンプライアンスの徹底を図るため、リスク統括部に「法務室」を設置し、コンプライアンスに係る統括部署として位置付け、コンプライアンスに関する情報等の一元管理を行い、定期的に「法令等遵守委員会」を開催して「取締役会」に付議・報告する態勢とする。
 - (4) 取締役会がコンプライアンスに関する年度（または半期）計画を策定し、これに沿ってリスク統括部法務室および各業務所管部が従業員教育を展開するとともに、各部署の日常的な活動状況のチェックおよび指導を実施する。
 - (5) リスク統括部法務室を事務局とするコンプライアンスに係るリスク・ホットライン（内部通報制度）を設け、当行役職員およびその他の人材派遣社員が、リスク統括部法務室またはリスク・ホットラインの通報および相談窓口を委託した行外受付窓口へ直接通報、相談できる仕組みとする。
 - (6) リスク統括部および監査部は、日頃から連携して、全行のコンプライアンス態勢およびコンプライアンス上の問題の有無の調査にあたる。
 - (7) 反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係および利益供与を排除し、当行の顧客等の被害を防止するため、毅然とした態度で組織的に対応する。
 - (8) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関する基本方針を定め、犯罪組織やテロ組織への資金流入を未然に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持し、犯罪組織やテロ組織に利用させない体制を構築する。
2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
以下により、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行うものとする。
 - (1) 法令および別途定める社内規則の規程に基づき、取締役会議事録ほかその重要度に応じて、決裁文書等の経営情報文書（電磁的記録を含むものとする）を関連資料とともに保存する。
 - (2) 前項に定める文書の保存期間および保存場所は、法令および別途定める社内規則の規程に基づき定める。
3. 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当行のリスク管理を体系的に定めた「内部管理基本方針」「リスク管理基本方針」を制定し、経営の健全性の確保と収益性の向上に取り組む。多様化・高度化するリスクを統合的に管理する部署としてリスク統括部を設置し、情報管理についてもリスク統括部内に情報管理室を設け、セキュリティを確保する。またリスク管理委員会を設置し、リスク全般に関して審議を行い経営の健全性の向上に努める。
リスク管理の規程では、全てのリスク管理の基本となるリスク管理基本方針に基づき、「統合的リスク管理規程」「自己資本管理規程」「信用リスク管理規程」「市場リスク管理規程」「流動性リスク管理規程」「オペリスク管理規程」「事務リスク管理規程」「システムリスク管理規程」「情報セキュリティ・リスク管理規程」「法務リスク管理規程」「人的リスク管理規程」「有形資産リスク管理規程」「風評リスク管理規程」を定める。また情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」および具体的な管理手法を「情報セキュリティ基本規程」に定める。

4. 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務執行の効率化を図るため、常務会、担当取締役制などの体制を整備する。また取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
5. 次に掲げる当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当行を含む銀行グループにおける業務の適正は、以下により確保する。
 - (イ) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - (1) 当行は、「グループ会社運営規程」に基づき、グループ会社に対して、業績や財務状況その他の重要な情報について、当行への定期的な報告を義務づける。
 - (2) 当行は、グループ会社の経営状況等を協議するため、当行のグループ会社担当取締役およびグループ会社の代表取締役等が参加する経営協議会を定期的に開催する。
 - (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当行は、「グループ会社リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリー別に所管部署を定め、グループ会社のリスクを適切に管理・監視する。
 - (2) 当行は、グループ会社に対して、リスクカテゴリー別の管理状況について、定期的な報告を義務づける。
 - (3) 「内部監査規程」に基づき、監査部がグループ会社のリスク管理の状況、規程等の遵守状況、社内検査の状況等について監査する。
 - (4) リスク統括部は、グループ会社のリスク管理状況について、リスク管理委員会および取締役会に定期的に付議または報告する。また、重要な事案が発生した場合も必要に応じて付議または報告する。
 - (ハ) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当行の取締役からグループ会社担当取締役を決め、事業の総括的な管理を行う体制とする。
 - (2) 当行との連携を密にし、当行の経営方針を徹底するため、当行のグループ会社担当取締役およびグループ会社の代表取締役等が参加する経営協議会を定期的に開催する。
 - (ニ) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当行は、グループ会社に対して、当行の「法令等遵守方針」に則り「法令等遵守規程(マニュアル)」を作成し、その遵守状況について、定期的に報告することを義務づける。
 - (2) リスク統括部は、グループ会社の法令等遵守状況について、法令等遵守委員会および取締役会に定期的に付議または報告する。また、重要な事案が発生した場合も必要に応じて付議または報告する。
 - (3) グループ会社のリスク・ホットラインについては、グループ会社の役員が、当行のコンプライアンス部門であるリスク統括部法務室またはリスク・ホットラインの通報および相談窓口を委託した行外受付窓口へ直接通報、相談できる制度を設ける。
 - (4) 当行およびグループ各社において財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定める。
6. 当行の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および従業員を置くことを求めた場合には、経営執行部門と独立した監査等委員会の職務を補助する者を置くものとする。
7. 前号の取締役および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役および従業員は、前号の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分等の際には、監査等委員会の同意を得るものとする。また、前号の補助者は業務の執行にかかる職務を兼務しない。

8. 次に掲げる当行の監査等委員会への報告に関する体制
- (イ) 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が当行の監査等委員会に報告をするための体制
- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、社内規程等に基づき、監査等委員会に対し、法定事項以外にも法令等遵守およびリスク管理上重要な事項については報告するものとする。
- (2) 監査部は、グループ会社を含めた監査の結果について、監査等委員会に対し定期的に報告するものとする。
- (3) リスク統括部は、グループ会社のリスク管理状況や法令等遵守状況も含めて、監査等委員の参加するリスク管理委員会、法令等遵守委員会、取締役会に定期的に付議または報告する。また、各部署は、グループ会社に関する事項も含め、社内規程等に定められた事項、重要な事項につき、監査等委員に直接報告するものとする。
- (ロ) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制
- リスク統括部法務室は、リスク・ホットラインに基づき通報された内容およびその調査結果について、監査等委員の参加する法令等遵守委員会において定期的に報告する。また、重要な事案が発生した場合、必要に応じて監査等委員に対し直接報告するものとする。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- リスク・ホットライン規程に基づき、通報者等（通報者に協力した者及び調査に積極的に協力した者を含む）に対して、相談または通報したことを理由として解雇その他いかなる不利益な取扱い（懲戒処分、降格、減給等）も行わない。
10. 当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の支払いのため、毎年、一定額の予算を設ける。
11. その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表取締役と監査等委員との相互認識
- 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査等の重要課題等について意見を交換し、監査等委員との相互認識を深めるよう努力するものとする。
- (2) 監査等委員会と内部監査部門との関係
- ①内部監査部門である監査部は、監査等委員会の直属とする。
- ②監査部の監査結果等については、監査等委員会、頭取へ報告後、常務会に報告する。なお、取締役会には監査等委員会が報告する。
- ③監査部長の人事異動・人事評価・懲戒処分等に際しては、監査等委員会の同意を得るものとする。
- ④監査部監査は監査等委員会の指揮の下で行う。また、頭取も必要に応じ指揮命令ができる。監査等委員会と頭取の指示に齟齬ある場合は、監査等委員会の指示を優先する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. ガバナンス態勢の強化

2016年6月に監査等委員会設置会社へ移行し、ガバナンス態勢を強化しました。

具体的には、議決権を有する監査等委員による監査・監督により、取締役会に対する監督機能の強化を図るとともに、重要な業務執行の一部を取締役会から常務会に委任し、経営の意思決定の迅速化および効率化を図りました。

また、2019年6月に委任型執行役員制度を導入しました。これにより、経営の意思決定・監督と業務執行を分離することを通じて、取締役会における経営の意思決定・監督に係る機能の強化を図るとともに、執行役員が業務執行に専念・特化することにより、業務執行に係る機能の迅速化を図りました。

さらに、2019年6月に指名報酬委員会を設置しました。これにより、取締役および執行役員の指名・報酬等に係る、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図りました。

2. コンプライアンス

当行グループの全役職員を対象とし、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、研修や会議体での説明を適宜実施するほか、経営トップから全役職員に向けて、コンプライアンスの徹底に向けたメッセージを繰り返し発信するなど、コンプライアンス意識向上への取り組みを継続的に行っております。

2019年度に発生した不祥事件の強い反省のもと、引き続き、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の更なる醸成を図ってまいります。また、当行は再発防止策を策定済みであり、それを確実に実行していくことにより内部管理態勢の充実を図り、コンプライアンス経営の更なる強化を図ってまいります。

3. 内部監査

「内部監査規程」、「内部監査計画」に基づき、当行およびグループ各社の内部監査を実施しております。

4. リスク管理体制

「内部管理基本方針」、「リスク管理基本方針」に基づき、リスク管理の統括部署および各リスク管理担当部署を明確に定めております。また、各リスクに適時・適切に対応するため、法令等遵守委員会やリスク管理委員会、ALM委員会を開催し、相互牽制機能を十分に発揮するとともに、リスク管理体制の充実を図っております。

5. 監査等委員会への報告等

取締役会、常務会、各種委員会等の重要会議において、監査等委員への業務執行状況の報告を実施するとともに、その意思決定の過程や内容について、監査等委員による監査・監督を受けております。また、代表取締役は、監査等委員との定期的な意見交換会を実施しております。

6. その他

該当ありません。

④特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

⑤親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

⑥会計参与に関する事項

該当ありません。

⑦その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は、地域金融機関としての公共性と健全経営維持の観点から経営基盤並びに財務体質の強化を図るとともに、配当についても安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

2 . 計 算 書 類 等

①株主資本等変動計算書

第136期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	利益剰余金合計 繰越利益剰余金			
当期首残高	14,697	8,771	3	8,775	6,473	101,401	8,739	116,614	△1,229	138,857
当期変動額										
剰余金の配当							△1,724	△1,724		△1,724
別途積立金の積立						6,000	△6,000	-		-
当期純利益							7,259	7,259		7,259
自己株式の取得									△3	△3
自己株式の処分			△2	△2					41	39
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	△2	△2	-	6,000	△464	5,535	38	5,571
当期末残高	14,697	8,771	1	8,773	6,473	107,401	8,274	122,149	△1,191	144,429

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	5,539	2,790	8,330	187	147,374
当期変動額					
剰余金の配当					△1,724
別途積立金の積立					-
当期純利益					7,259
自己株式の取得					△3
自己株式の処分					39
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	2,964	-	2,964	4	2,969
当期変動額合計	2,964	-	2,964	4	8,540
当期末残高	8,504	2,790	11,294	191	155,915

②個別注記表

<記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。>

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～50年
その他	3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の審査部が査定結果を査察するとともに、更にこれらの部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,554百万円であります。
 - (2) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

- (4) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (5) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度において、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
7. ヘッジ会計の方法
金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。
8. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金
 - (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 8,979百万円
 - (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ①算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。
 - ②重要な仮定
 - (a) 債務者区分は、貸出先の財務情報等に基づき定例及び随時の見直しを行っておりますが、業績不振や財務的な困難に直面している貸出先の債務者区分は、貸出先の将来の事業計画の合理性及び実現可能性についての判断に依存している場合があります。事業計画における販売予測、経費削減見込および債務返済予定等の将来見込は、新型コロナウイルス感染症の影響や債務者の属する業種・業界における市場の成長性や価格動向等に基づき決定しております。
 - (b) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は、当面続くものと想定し、特に当行並びに連結される子会社及び子法人等の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、足下の業績悪化の状況を考慮して行われた当事業年度末の自己査定結果に基づいて貸倒引当金を計上しております。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響に関する仮定については前事業年度における仮定から重要な変更はありません。
 - ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響に関する仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染状況やその経済への影響が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 6,481百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は324百万円、延滞債権額は21,236百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,802百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,363百万円であります。
 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,119百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
- | | |
|------|------------|
| 預け金 | 1,041百万円 |
| 有価証券 | 429,093百万円 |
| 貸出金 | 20,285百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-------------|------------|
| 預金 | 45,486百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 138,240百万円 |
| 借入金 | 264,472百万円 |
- 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引等の担保として、現金16,547百万円を差し入れております。

- また、その他の資産には、保証金251百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、553,840百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが550,181百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、路線価に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
- | |
|----------|
| 5,295百万円 |
|----------|
10. 有形固定資産の減価償却累計額 28,960百万円
 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,164百万円
 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は19,148百万円であります。
 13. 関係会社に対する金銭債権総額 5,819百万円
 14. 関係会社に対する金銭債務総額 6,809百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|-------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 38百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 12百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 80百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 31百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額 | 362百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 607百万円 |

2. 関連当事者との取引
 (1) 子会社及び子法人等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	宮銀保証株式会社	—	兼任3名	当行ローンの債務保証	当行住宅ローン等の保証取引	466,395	—	—

- (注) 1. 宮銀保証株式会社より、当行の住宅ローン等に対して保証を受けております。
 2. 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、保証内容に応じて決定しております。
 3. 取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

- (2) 役員及び個人主要株主等
該当ありません。

(株主資本等変動計算書関係)
自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	396	1	13	384	(注)1,2
種類株式	—	—	—	—	
合計	396	1	13	384	(注)1,2

- (注) 1 増加株式数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取りによる増加 1千株
- 2 減少株式数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の売渡しによる減少 0千株
ストック・オプションの権利行使による減少 13千株

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の
信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含 まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるも の	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	11	11	0
	小計	11	11	0
時価が貸借対照表 計上額を超えない もの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		11	11	0

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2021年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	3,658
関連法人等株式	—
合計	3,658

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることか
ら、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株 式	31,726	20,679	11,046
	債 券	299,846	297,178	2,668
	国 債	89,656	88,648	1,008
	地 方 債	156,496	155,417	1,079
	社 債	53,693	53,112	580
	そ の 他	104,589	99,981	4,608
	小 計	436,162	417,839	18,323
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株 式	16,037	17,558	△1,520
	債 券	169,520	170,988	△1,467
	国 債	26,052	26,689	△636
	地 方 債	123,209	123,518	△309
	社 債	20,259	20,780	△521
	そ の 他	66,736	70,253	△3,517
小 計	252,294	258,800	△6,505	
合 計		688,457	676,639	11,817

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,407
その他	6,476
合 計	7,884

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	8,766	1,772	253
債 券	19,644	155	19
国 債	16,421	134	19
地 方 債	1,006	6	-
社 債	2,216	14	-
そ の 他	25,414	489	964
合 計	53,825	2,418	1,237

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理は73百万円（うち、株式73百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	14,000	-

2. 満期保有目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2021年3月31日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,037百万円
退職給付引当金	1,175
減価償却費	486
有価証券	1,524
退職給付信託設定額	1,883
その他	769
繰延税金資産小計	8,876
評価性引当額	△2,455
繰延税金資産合計	6,421
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,313
その他	13
繰延税金負債合計	3,326
繰延税金資産の純額	3,095百万円

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	9,027円99銭
1株当たり当期純利益金額	420円95銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	419円23銭

③連結株主資本等変動計算書

第136期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金
当期首残高	14,697	12,819	115,665	△1,229	141,953	5,539
当期変動額						
剰余金の配当			△1,724		△1,724	
親会社株主に帰属する当期純利益			7,995		7,995	
自己株式の取得				△3	△3	
自己株式の処分		△2		41	39	
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減		△36			△36	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						2,964
当期変動額合計	-	△38	6,271	38	6,271	2,964
当期末残高	14,697	12,780	121,937	△1,191	148,224	8,504

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,790	△2,151	6,178	187	222	148,541
当期変動額						
剰余金の配当						△1,724
親会社株主に帰属する当期純利益						7,995
自己株式の取得						△3
自己株式の処分						39
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減						△36
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	1,026	3,990	4	△222	3,772
当期変動額合計	-	1,026	3,990	4	△222	10,043
当期末残高	2,790	△1,125	10,168	191	-	158,585

④連結注記表

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 6社
会社名

宮銀ビジネスサービス(株)
宮銀コンピューターサービス(株)
宮銀リース(株)
宮銀ベンチャーキャピタル(株)
宮銀保証(株)
宮銀カード(株)

②非連結の子会社及び子法人等 8社
会社名

株式会社夢逢いファーム
株式会社Withみやざき
みやざん6次産業化投資事業有限責任組合
みやざん地方創生1号ファンド投資事業有限責任組合
みやざん地方創生2号ファンド投資事業有限責任組合
みやざん宮崎大学夢応援投資事業有限責任組合
みやざん女性起業家支援投資事業有限責任組合
みやざんベンチャー企業育成2号ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

②持分法適用の関連法人等
該当ありません。

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 8社
会社名

株式会社夢逢いファーム
株式会社Withみやざき
みやざん6次産業化投資事業有限責任組合
みやざん地方創生1号ファンド投資事業有限責任組合
みやざん地方創生2号ファンド投資事業有限責任組合
みやざん宮崎大学夢応援投資事業有限責任組合
みやざん女性起業家支援投資事業有限責任組合
みやざんベンチャー企業育成2号ファンド投資事業有限責任組合

④持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、いずれも3月末日であります。

(注) 子会社、子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

<記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。>

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～50年
その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の審査部が査定結果を査察するとともに、更にこれらの部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,661百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度において、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

- (11) 重要なヘッジ会計の方法
 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。
 連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ取引を行っておりません。
- (12) 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (13) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

表示方法の変更

〔会計上の見積りの開示に関する会計基準〕（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

- (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 9,827百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」〔(5) 貸倒引当金の計上基準〕に記載しております。

②重要な仮定

(a) 債務者区分は、貸出先の財務情報等に基づき定例及び随時の見直しを行っておりますが、業績不振や財務的な困難に直面している貸出先の債務者区分は、貸出先の将来の事業計画の合理性及び実現可能性についての判断に依存している場合があります。事業計画における販売予測、経費削減見込および債務返済予定等の将来見込は、新型コロナウイルス感染症の影響や債務者の属する業種・業界における市場の成長性や価格動向等に基づき決定しております。

(b) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は、当面続くものと想定し、特に当行並びに連結される子会社及び子法人等の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、足下の業績悪化の状況を考慮して行われた当連結会計年度末の自己査定結果に基づいて貸倒引当金を計上しております。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響に関する仮定については前連結会計年度における仮定から重要な変更はありません。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響に関する仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染状況やその経済への影響が変化した場合、損失額が増減する可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）
 2,964百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は423百万円、延滞債権額は21,546百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,864百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,833百万円であります。
 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,119百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産			
預	け	金	1,041百万円
有	価	証	429,093百万円
貸	出	金	20,285百万円
担保資産に対応する債務			
預		金	45,486百万円
債	券	貸借取引受入担保金	138,240百万円
借	用	金	264,472百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引等の担保として、現金16,547百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金251百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、555,376百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが551,717百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、路線価に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,295百万円

- | | |
|---|-----------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額 | 29,442百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 1,164百万円 |
| 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は19,148百万円であります。 | |

（連結損益計算書関係）

- 「その他の経常収益」には、株式等売却益2,127百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、貸出金償却290百万円、株式等売却損253百万円及び株式等償却440百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	17,633	—	—	17,633	
種類株式	—	—	—	—	
合計	17,633	—	—	17,633	
自己株式					
普通株式	396	1	13	384	(注) 1, 2
種類株式	—	—	—	—	
合計	396	1	13	384	

- (注) 1. 普通株式の自己株式に係る増加株式数の内訳は、次のとおりであります。
 単元未満株式の買取りによる増加 1千株
2. 普通株式の自己株式に係る減少株式数の内訳は、次のとおりであります。
 単元未満株式の売渡しによる減少 0千株
 ストック・オプションの権利行使による減少 13千株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			—		191		
合計				—		191		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年 6月25日 定時株主総会	普通株式	861百万円	50円00銭	2020年 3月31日	2020年 6月26日
2020年 11月11日 取締役会	普通株式	862百万円	50円00銭	2020年 9月30日	2020年 12月10日
合計		1,724百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年 6月24日 定時株主総会	普通株式	862百万円	利益剰余金	50円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月25日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ(当行並びに連結される子会社及び子法人等6社)は、銀行業務を中心に、リース業務、信用保証業務及びクレジットカード業務等の金融サービスに係る業務を行っております。これらの業務は、市場の状況や長短のバランスを調整しながら、預金を中心とした資金調達、貸出及び有価証券投資を中心とした資金運用により行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理を行っております。また、当行におけるデリバティブ取引は、主として貸出金に係る金利変動リスク、外国為替取引における為替変動リスク等のリスクを回避(ヘッジ)するため、通常業務の一環として行っております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を適用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金であり、貸出金は取引先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。特に、当行は宮崎県内を営業基盤としており、貸出金の大部分が宮崎県内等地元向けとなっております。したがって、大規模な地震や台風等の自然災害が発生した場合や、宮崎県内等地域の経済環境等の状況の変化により、取引先の経営状況が悪化し、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また当行の預金金利、貸出金利は市場金利に基づき改定しておりますが、市場金利の変化の速度や度合いによっては、預金金利、貸出金利改定のタイムラグや当行の資産(貸出等)・負債(預金等)の各科目の市場金利に対する金利感応度(弾性値)の差異等により資金利益が悪化する可能性があります。

有価証券は、主に債券、株式及び投資信託等であり、資産運用のための投資を主な目的として保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等の他に、市場の混乱等により市場において取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。

一方、金融負債の中心である預金につきましては、当行は健全経営を堅持しておりますが、万が一何らかの要因により、当行の経営が不安視され風評等が発生すると、預金が流出し、資金繰り等に支障をきたす可能性があります。

コールマネー、借入金、社債は、当行の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなることや、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等の流動性リスクに晒されております。

当行におけるデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では為替予約取引及び通貨スワップ取引、債券関連では債券先物及び債券先物オプション取引等であります。なお、デリバティブ取引については、当行のみが行っており、グループ会社では行っておりません。デリバティブ取引の主なリスクは、市場リスク及び信用リスクであります。市場リスクは、金利や価格が変動することにより保有しているデリバティブの価値が減少するリスクのことで、ヘッジ目的の取引が大部分となっているため、オンバランス取引と合わせた総合的な市場リスクは非常に限られたものとなっております。また、信用リスクは、相手方が契約不履行となった場合に損失を被るリスクのことで、取引の契約先をいずれも取引所や信用度の高い金融機関としており、取引先別にクレジットラインを設定し厳格に管理しているため、信用リスクは小さいと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、「内部管理基本方針」及び「リスク管理基本方針」に沿って定めた「信用リスク管理規程」に基づき、リスクの分散を基本とする最適な与信ポートフォリオの構築や、融資審査モラルの維持向上を目指すことにより、貸出資産の健全性維持に努めております。また、「信用格付」、「自己査定」を通じた信用供与に係るリスク量を客観的かつ定量的に把握するため、「信用リスクの定量化」に取り組んでおります。

なお、ポートフォリオの状況や、信用リスク量の計測結果については、関係部の部長による部会組織である「信用リスク専門部会」にて定期的に評価を実施し、その結果を経営陣による意思決定機関である「リスク管理委員会」へ報告しております。

グループ会社におきましては、「グループ会社リスク管理規程」を整備して対応しております。また、それぞれのグループ会社に係るリスク管理の状況に関しては当行でリスク認識・把握・評価を行い、「リスク管理委員会」へ定期的に報告を行う体制となっております。

② 市場リスクの管理

デリバティブなどの金融技術の発展を背景にますます多様化する取引先のニーズに適切に対応し、経営の健全性及び収益の安定確保を目的に、関連法規、市場慣行に基づき、取引の妥当性、市場リスクを適切に把握し、許容し得る限度内での効率的な資金の調達・資産の最適配分を図ることを基本方針としております。具体的にはALM委員会において、金利リスク、価格変動リスク等のコントロールを実施しております。

市場リスクを適切にコントロールするため、ALM委員会において、半期毎に自己資本額を基準として、市場リスクの限度額及び市場関連リスク額の警戒水準であるアラームポイントを設定し、管理を行っております。所管部署は、これらのリスクリミットルールに基づき、機動的かつ効率的に市場取引を行っております。

このように市場取引の多様化・複雑化に適切に対応するとともに、新しい自己資本比率規制で実施されているアウトライヤー基準と呼ばれる金利リスクの限度管理に対応するため、バンキング勘定についても金利リスク量の計測を定期的に実施し、将来の金利変動に対する厳格なリスク管理を行っております。

グループ会社におきましては、「グループ会社リスク管理規程」を整備して対応しております。また、それぞれのグループ会社にかかるリスク管理の状況に関しては当行でリスク認識・把握・評価を行い、「リスク管理委員会」へ定期的に報告を行う体制となっております。

(i) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利変動の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「債券」、「預金」、「長期借入金」、「社債」、「金利関連デリバティブ取引」等であり、また、株式の価格変動の影響を受ける金融商品は「株式」、「株式投資信託」であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債の市場リスクについて、VaR（バリュアットリスク）計測による、金利の変動リスク及び株式の価格変動リスクの定量的分析を実施しております。VaRの計測にあたっては、分散共分散法【保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間240営業日】を採用しており、リスクカテゴリー間の相関を考慮して算定しております。また、バンキング勘定のうちコア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求において随時払い出される預金のうち引き出されことなく長期間滞留する預金）は、内部モデルにて残存年数等を算定しております。

2021年3月31日（当期の連結決算日）現在、当行の金利リスクは8,885百万円、価格変動リスクは22,146百万円であり、市場リスク全体の相関を考慮したリスク量の合計は25,414百万円となっております。

なお、VaRの計測値については、バックテストによる検証を定期的に実施しておりますが、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においては、リスクを補足できない場合があります。また、影響が軽微な一部の金融商品やグループ会社の金融商品につきましては、定量的分析を実施しておりません。

③ 流動性リスクの管理

流動性リスクについても、ALM委員会において、その時点での市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、「リース債権及びリース投資資産」等、重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	720,678	720,678	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	688,457	688,457	—
(3) 貸出金	2,152,240		
貸倒引当金 (*1)	△9,303		
	2,142,936	2,149,328	6,391
資産計	3,552,072	3,558,464	6,391
(1) 預金	2,799,825	2,799,861	35
(2) 譲渡性預金	14,174	14,174	△0
(3) コールマネー及び売渡手形	245,849	245,849	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	138,240	138,240	—
(5) 借入金	271,411	271,431	19
負債計	3,469,501	3,469,557	55
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(762)	(762)	—
ヘッジ会計が適用されているもの (*3)	—	(1,358)	(1,358)
デリバティブ取引計	(762)	(2,120)	(1,358)

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(*3) ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、特例処理を適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 令和2年9月29日)を適用しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、満期の無いもの又は残存期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、発行体の外部格付がないため、貸出金と同一の方法により、発行体の内部格付及び期間等を勘案して時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間（3カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、残存期間が3カ月を超えるものは、貸出金の商品種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見積額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当座貸越等、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（3カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

- (3) コールマネー及び売渡手形
これらは、残存期間が短期間（3カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (4) 債券貸借取引受入担保金
債券貸借取引受入担保金については、残存期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (5) 借入金
借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約及び通貨スワップ）等であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (*1)	1,533
②組合出資金 (*2) (*3)	6,487
合 計	8,020

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 当連結会計年度において、組合出資金について367百万円減損処理を行っております。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	685,329	-	-	-	-	-
有価証券	82,728	119,367	133,109	79,316	128,304	87,734
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	82,728	119,367	133,109	79,316	128,304	87,734
貸出金 (*)	428,122	292,440	272,314	203,464	241,630	692,469
合 計	1,196,181	411,807	405,423	282,781	369,934	780,204

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない21,798百万円は含めておりません。当座貸越については、「1年以内」に含めて計上しております。

- (注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	2,674,366	116,276	9,182	-	-	-
譲渡性預金	14,174	-	-	-	-	-
コールマネー及び売渡手形	245,849	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	138,240	-	-	-	-	-
借入金	103,284	6,204	161,050	-	-	-
合 計	3,175,914	122,481	170,232	-	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2021年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	-

2. 満期保有目的の債券（2021年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	11	11	0
	小 計	11	11	0
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		11	11	0

3. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株 式	31,726	20,679	11,046
	債 券	299,846	297,178	2,668
	国 債	89,656	88,648	1,008
	地 方 債	156,496	155,417	1,079
	社 債	53,693	53,112	580
	そ の 他	104,589	99,981	4,608
	小 計	436,162	417,839	18,323
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株 式	16,037	17,558	△1,520
	債 券	169,520	170,988	△1,467
	国 債	26,052	26,689	△636
	地 方 債	123,209	123,518	△309
	社 債	20,259	20,780	△521
	そ の 他	66,736	70,253	△3,517
	小 計	252,294	258,800	△6,505
合 計		688,457	676,639	11,817

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	8,766	1,772	253
債 券	19,644	155	19
国 債	16,421	134	19
地 方 債	1,006	6	—
社 債	2,216	14	—
そ の 他	25,414	489	964
合 計	53,825	2,418	1,237

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、73百万円（うち、株式73百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	14,000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2021年3月31日現在）
該当ありません。

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	当連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
営業経費	43百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	2013年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）1, 2	当行普通株式 15,160株
付与日	2013年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2013年8月1日から2043年7月31日まで
権利行使価格	1株当たり1円
付与日における公正な評価単価（注）2	1株当たり2,630円

（注）1 株式数に換算して記載しております。

- 2 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。これにより、「株式の種類別のストック・オプションの付与数」及び「付与日における公正な評価単価」が調整されております。

	2014年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）1, 2	当行普通株式 12,350株
付与日	2014年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2014年8月1日から2044年7月31日まで
権利行使価格	1株当たり1円
付与日における公正な評価単価（注）2	1株当たり3,260円

（注）1 株式数に換算して記載しております。

- 2 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。これにより、「株式の種類別のストック・オプションの付与数」及び「付与日における公正な評価単価」が調整されております。

	2015年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）1, 2	当行普通株式 10,660株
付与日	2015年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2015年8月1日から2045年7月31日まで
権利行使価格	1株当たり1円
付与日における公正な評価単価（注）2	1株当たり3,620円

（注）1 株式数に換算して記載しております。

- 2 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。これにより、「株式の種類別のストック・オプションの付与数」及び「付与日における公正な評価単価」が調整されております。

	2016年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）1, 2	当行普通株式 19,480株
付与日	2016年7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2016年7月30日から2046年7月29日まで
権利行使価格	1株当たり1円
付与日における公正な評価単価（注）2	1株当たり2,640円

（注）1 株式数に換算して記載しております。

- 2 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。これにより、「株式の種類別のストック・オプションの付与数」及び「付与日における公正な評価単価」が調整されております。

2017年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1, 2	当行普通株式 13,000株
付与日	2017年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2017年8月1日から2047年7月31日まで
権利行使価格	1株当たり1円
付与日における公正な評価単価 (注) 2	1株当たり3,500円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。これにより、「株式の種類別のストック・オプションの付与数」及び「付与日における公正な評価単価」が調整されております。

2018年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	当行普通株式 12,540株
付与日	2018年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2018年8月1日から2048年7月31日まで
権利行使価格	1株当たり1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり3,214円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2019年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数 (注) 1, 2	当行の取締役 (監査等委員である取締役および非常勤取締役を除く。) および執行役員 12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 3	当行普通株式 18,080株
付与日	2019年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2019年8月1日から2049年7月31日まで
権利行使価格	1株当たり1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり2,347円

(注) 1 2019年5月14日開催の取締役会決議に基づき、2019年6月27日より委任型執行役員制度を導入したことに伴い、2019年6月27日開催の取締役会決議に基づき、執行役員 (取締役兼務執行役員を除く。) を株式報酬型ストック・オプションの付与対象者に含めております。

2 株式報酬型ストック・オプションの付与対象者の区分に非常勤取締役は含めておりません。

3 株式数に換算して記載しております。

2020年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当行の取締役 (監査等委員である取締役および非常勤取締役を除く。) および執行役員 12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 2	当行普通株式 23,720株
付与日	2020年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年8月1日から2050年7月31日まで
権利行使価格	1株当たり1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり1,870円

(注) 1 株式報酬型ストック・オプションの付与対象者の区分に非常勤取締役は含めておりません。

2 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数（注）

	2013年ストック・オプション
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	5,030
権利確定	—
権利行使	1,230
失効	—
未行使残	3,800

	2014年ストック・オプション
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	5,900
権利確定	—
権利行使	1,800
失効	—
未行使残	4,100

	2015年ストック・オプション
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	6,710
権利確定	—
権利行使	1,300
失効	—
未行使残	5,410

	2016年ストック・オプション
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	12,260
権利確定	—
権利行使	2,380
失効	—
未行使残	9,880

	2017年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	8,240
権利確定	—
権利行使	1,720
失効	—
未行使残	6,520

	2018年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	11,600
権利確定	—
権利行使	1,970
失効	—
未行使残	9,630

	2019年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	18,080
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	18,080
権利行使	2,780
失効	—
未行使残	15,300

	2020年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	23,720
失効	—
権利確定	—
未確定残	23,720
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報 (注)

	2013年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	2,397
付与日における公正な評価単価 (円)	2,630

(注) 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。これにより、ストック・オプションの数及び単価情報が調整されております。

2014年ストック・オプション	
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	2,397
付与日における公正な評価単価 (円)	3,260

(注) 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。これにより、ストック・オプションの数及び単価情報が調整されております。

2015年ストック・オプション	
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	2,397
付与日における公正な評価単価 (円)	3,620

(注) 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。これにより、ストック・オプションの数及び単価情報が調整されております。

2016年ストック・オプション	
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	2,397
付与日における公正な評価単価 (円)	2,640

(注) 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。これにより、ストック・オプションの数及び単価情報が調整されております。

2017年ストック・オプション	
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	2,397
付与日における公正な評価単価 (円)	3,500

(注) 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。これにより、ストック・オプションの数及び単価情報が調整されております。

2018年ストック・オプション	
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	2,397
付与日における公正な評価単価 (円)	3,214

2019年ストック・オプション	
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	2,397
付与日における公正な評価単価 (円)	2,347

2020年ストック・オプション	
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,870

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ方式
- (2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注1)	32.909%
予想残存期間 (注2)	4年
予想配当 (注3)	1株当たり 100円
無リスク利率 (注4)	△0.172%

(注) 1 予想残存期間に対する期間 (2016年7月31日から2020年7月31日までの日次) の株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間により見積りしております。

3 2020年3月実績 (株式併合考慮後) に基づきます。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(1) 株当たり情報

1株当たり純資産額	9,182円77銭
1株当たり当期純利益金額	463円63銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	461円74銭